

① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

1.9 令別表第1(9)項

(1)

(9) 項 イ 蒸気浴場、熱気浴場 その他これらに類するもの	公衆浴場法第1条 温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいう。これらのうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するものを特殊浴場と称している。
主用途部分 脱衣場、浴室、休憩室、 体育室、待合室、マッサージ室、ロッカーハウス、クリーニング室	従属的用途部分 食堂、売店、専用駐車場、*(喫茶室、*娯楽室、*託児室、*(9)項口に該当する公衆浴場 注 *印は、S 50. 4. 15消防予41・消防安41にないもの。

収容人員の算定（規則1の3①） 指導（S 54. 100）

ア 従業者の数+浴場、脱衣場、マッサージ室、休憩の用に供する部分の床面積の合計3m<sup>2</sup>で1人

(ア) 「休憩の用に供する部分」には、体育室、待合室を含む。

(2)

(9) 項 口 特殊浴場以外の 公衆浴場	公衆浴場法第1条に規定するもののうち、特殊浴場以外のものをいう。
1 スチーム又は熱気浴等が用いられていない、いわゆる家族風呂と称されているものは、(9)項口に該当する。（S 48. 4. 21消防予64）	
主用途部分 脱衣場、浴室、休憩室、 クリーニング室	従属的用途部分 *食堂、*売店、専用駐車場、*有料洗濯室 注 *印は、S 50. 4. 15消防予41・消防安41にないもの。

収容人員の算定（規則1の3①）

ア (1)に同じ。

1.10 令別表第1(10)項

(1)

(10) 項 車両の停車場、 船舶・航空機の 発着場	停車場や発着場をいう。 鉄道車両の駅舎（プラットホームを含む。）、バスターミナルの建築物、船舶の発着する埠頭ターミナル、航空機の発着する空港施設等であって、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物をいう。
1 プラットホームについては、設備等の規制はしない。	

① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

主用途部分	従属的用途部分
乗降場, 待合室, 運転指	食堂, 売店, *喫茶室, 旅行案内所
令所, 電力指令所, **手	注1 *印は, S50.4.15消防予41・消防安41にないもの。
荷物取扱所, **一時預り	注2 **印は, 改札口の内にあるものに限る。
所, **ロッカー室, 仮眠	
室, *救護室	

収容人員の算定（規則1の3①） 指導（S54.100）

ア 従業者の数

(ア) 乗降客の数は算定しない。

1.11 令別表第1(11)項

(1)

(11) 項 神社, 寺院, 教 会 その他これらに 類するもの	宗教上の礼拝施設をいう。 公衆が集合して宗教上の礼拝を行う施設をいう。
1 結婚式, 披露宴, 集会, 法事, 宴会を行う社務所, 庫裏の取扱いは, 次による。 同一棟……(11)項, 別棟……(11)項 ただし, 結婚式又は宴会のための常勤の従業員を有し, いわゆる営利企業としての結婚会館と同様の営業を常態としているもの又は檀家, 信徒, 氏子以外の不特定の者を対象として宴会等を行うものは, (1)項口とする。	
2 宗教施設は, 副次的に宿泊の用に供する施設を有する場合もあるが, 原則として(5)項イに掲げる防火対象物としては取り扱わない。ただし, 寺院の宿坊等であって不特定多数の者が利用しており, かつ, 当該用途部分の独立性が強く, 専らその用に供されている場合は, (5)項イとして取り扱う。	
3 同一敷地内の幼稚園は, (6)項ニとする。	
4 位牌堂(室)は, 礼拝施設である。 指導（S59.151）	
5 神社本庁, 教務庁, 宗務所, 教団事務所等で, 神社等と同一の敷地内で, 神社等の本来の機能と結びついている場合は, 本項に該当する。	
主用途部分	従属的用途部分
本堂, 拝殿, 客殿, 礼拝 堂, 集会室, 社務所, *聖 堂	*食堂, *売店, *喫茶室, *図書室, 専用駐車場, 宴会場, 厨房, 結婚式場, *宿泊室, *娯楽室 注 *印は, S50.4.15消防予41・消防安41にないもの。

収容人員の算定（規則1の3①） 指導（S54.100）

ア 神職, 僧侶, 牧師, } + { 礼拝, 集会, 休憩の用に供する  
その他の従業者の数 } 部分の床面積の合計 3 m<sup>2</sup>で1人

① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

(ア) 固定いす席の礼拝堂等であっても 3 m<sup>2</sup>で除する。 指導 (S 59. 151)

1.12 令別表第1(12)項

(1)

(12) 項 イ	工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、仕上げ、破壊、解体を行う施設をいう。
工 場	工場は、物の製造、加工をして行うところで、その機械化が比較的高度化されたものをいう。
作 業 場	作業場は、機械化が比較的低いものをいう。
1 農家の作業所は、防火対象物としてとらえない（危険物施設があるものは除く。）。	
2 独立棟（同一敷地）の食堂、売店、娯楽室、休憩室、託児室、更衣室等（これらが混在するものを含む。）で従業員のみが使用する厚生施設は、(15)項に該当する。	
3 同一構内にある保育所は、(6)項ハに該当する。	
4 トラックターミナルの荷捌所及び独立した荷捌所は本項に該当する。	
主用途部分	従 属 的 用 途 部 分
作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、*製品展示室、*会議室、*図書室	食堂、売店、専用駐車場、託児室、*診療室、*仮眠室、*ショールーム（生産製品を紹介するもの。） 注 *印は、S 50. 4. 15消防予41・消防安41にないもの。

収容人員の算定（規則1の3①）

ア 従業者の数

(2)

(12) 項 口	スタジオをいう。
映画スタジオ	大道具等を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを製作する施設をいう。
テレビスタジオ	
1 公共放送事業施設内にあるテレビスタジオは、(15)項に該当する。	
主用途部分	従 属 的 用 途 部 分
撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣裳室、休憩室、*客席、*ホール、*リハーサル室	食堂、売店、専用駐車場、*集会室、*クローケ、*ラウンジ 注 *印は、S 50. 4. 15消防予41・消防安41にないもの。

収容人員の算定（規則1の3①）

ア (1)に同じ。

① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

1.13 令別表第1(13)項

(1)

(13) 項 イ 自動車車庫	自動車の車庫や駐車場をいう。 道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車を専ら格納する施設であって、自動車の保管場所の確保等に関する法律第2条の保管場所をいう。 注 空地その他自動車を通常保管する場所をいう。
駐 車 場	道路交通法第2条第1項第18号に規定する客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により、継続的に自動車を停止させておくための施設をいう。
1 自動車には、原付自転車以外のオートバイ、ブルドーザー等の土木作業用自動車も含む。	
2 自走することができる自動車を収納するものは、(13)項イに掲げる防火対象物として取り扱うこと。(S 55. 3. 12消防予37) 注 トラクター・オートバイ倉庫なども同じ。	
3 鉄道、道路等の高架工作物下の駐車場は、柵、堀等により区画されている場合は、本項に該当する。(S 52. 7. 8 消防予130) (S 54. 6. 22 消防予118) (S 55. 3. 12 消防予37)	
4 駐輪場（ラック式を含む。）は、(15)項である。(S 55. 3. 12消防予37) なお、収容人員の算定は、(13)項イと同様とする。 指導（H元. 32）	
主用途部分	従属的用途部分
車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室、*格納庫、*修理場、*休憩室、*更衣室	食堂、売店、*専用駐車場 注 *印は、S 50. 4. 15 消防予41・消防安41にないもの。

収容人員の算定（規則1の3①） 指導（S 54. 100）

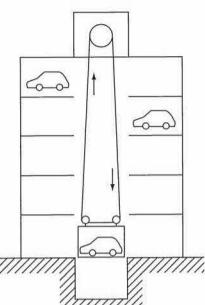
ア 従業者の数

(ア) 駐車場等へ出入する車の運転手及び同乗者は含まない。

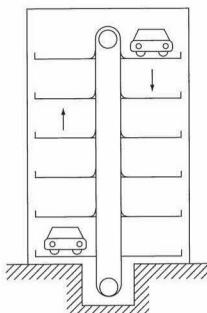
注1 「立体駐車場の床面積は、駐車車両1台当たり15m<sup>2</sup>として算定する。」(S 61. 4. 30建設省住指発115) こととなつたが、消防用設備等の設置基準面積の適用については、壁等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による。 指導（S 60. 33）

① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

(1)

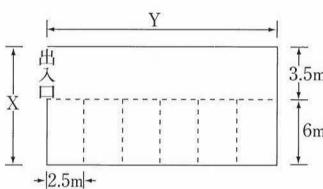


(2)

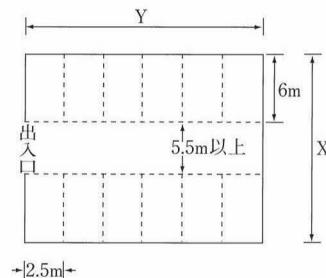


1.13 図1 令13①表中「…昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造…」の例

(1)



(2)



注 (X×Y) が令13①対象面積となる。また、車路は、床面積に入る。ただし、道路側から図の出入口までの進入車路は含めない。

1.13 図2 駐車の用に供される部分の床面積の算定例

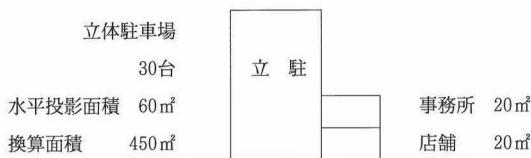
注2 多段式駐車場（自走式）は、建基法2(1)（これに類する構造のものを含む。）に該当する建築物である。

注3 立体駐車場を有する防火対象物の用途判定について 指導（S63.120）  
立体駐車場の設備規制については、水平投影面積で行うこととされているが、  
1.13 図3のような立体駐車場を含んだ防火対象物の場合は、その用途判定に当たっては駐車車両1台当たり $15\text{m}^2$ 換算により行う。

また、この方法により 1.13 図3の場合、⑬項イとなる。

注4 駐車の用に供する工作物の建築面積（建築物の床面積と相当）の算定について  
は、駐車車両1台当たり $15\text{m}^2$ として算定する。

① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準



1.13 図3

注 立体駐車場は、他の部分に対する用途的従属がないものとする。

(2)

(13) 項 口 飛行機、回転翼 航空機の格納庫	航空の用に供するヘリコプター、飛行船等の格納施設をいう。
1 戦車格納庫は、(14)項に該当する。(1.15(1) 1 (5) 参照)	
主用途部分 格納庫、修理場、休憩室、更衣室	従 屬 的 用 途 部 分 専用駐車場

収容人員の算定（規則1の3①）

ア 従業者の数

1.14 令別表第1(14)項

(1)

(14) 項 倉 庫	倉庫業法第2条 物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって物品の保管の用に供するもの
1 倉庫業法に定める倉庫以外のものも対象となる。	
2 荷捌所 倉庫に併設されたものは倉庫の従属部分とする。	
主用途部分 物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室	従 屬 的 用 途 部 分 食堂、売店、専用駐車場、*展示室（1.16(5)参照） 注 *印は、S 50.4.15消防予41・消防安41にないもの。

① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

収容人員の算定（規則1の3①）

ア 従業者の数

1.15 令別表第1(15)項

(1)

(15) 項 前各項に該当しない事 業所	官公庁、民間の事務所、スポーツ施設等
該当する施設	取扱い
1 官 公 庁	
(1) 事務庁舎 職員以外の者が利 用する会議室、ホー ル	公署所が主催する説明会、研修会、講演会、会議又は管轄 区域内の住民が主催する会議等（商業活動除く。）のみを行 うものは、(15)項の従属部分とする。
(2) 保健所 診療室 会議室	保健衛生行政の一環として行うものとして従属部分とする。 (1)と同じ。
(3) 試験所、検査所、 研究所 作業所的室	検査等業務に伴う作業所は、(15)項とする。国交省運輸支局 等該当
(4) 汚水、塵芥処理場、 汚水場（民間施設含 む。）	本項に該当する。規則23⑤各号の規定は適用しないことが できる。
(5) 自衛隊施設	構内にある棟は、次による。 (5)項ロ 隊員宿舎棟（浴場、食堂、教養娯楽室等を含む。） (6)項イ 病院、診療所棟 (12)項イ 工場、作業所 (13)項イ 車庫 (13)項ロ 飛行機、ヘリ格納庫 (14)項 武器庫（戦車その他） (15)項 事務棟、講堂（劇場形態のものを含む。）、体育館、 医務室、食堂（業者委託飲食店形態のもの）、売 店
(6) 刑務所 少年院（女子施設 含む。）	所内にある棟は、次による。 (6)項イ 病院 (12)項イ 工場、作業所 (15)項 管理棟、監房、食堂、講堂、教室、道場
2 民間の事務所	企業、組合、協会等すべての事務所

① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

(1) 金融機関 会議室, ホール	前記1(1)と同じ。
(2) 企業, 組合等一般 会議室, ホール	当該ビルの勤務者又は組合員, 会員のみが利用するものは, (15)項の主用途部分となる。貸しホール等の看板を掲げ, 不特定の者に貸し, 使用料を取り, 収益を目的としたものは, (1)項口に該当する。
ショールーム	販売行為をしないもので, 単に製品, 商品の紹介的なものは従属部分とする。
(3) 公共放送施設	
(4) 運輸支局指定車検場	
3 スポーツ施設 卓球場, 柔道, 空手, 剣道等道場, ボディーピル, ボクシングジム, 美容体操教室, バッティングセンター, ゴルフ練習場, スイミングスクール	卓球場は, 1. 2(2)4 参照 観覧席（競技者用ベンチ除く。）のないものは本項該当, あるものは(1)項口に該当する。 流水プール等は, (2)項口に該当する。
4 技能等修得施設 書道・学習・そろばん塾等, 三弦・民謡・音楽・活花・茶道・着物着付け・バレエ・日本舞・編物・和洋裁教室等他(7)項に掲げるもの・ダンス教習場	個人教授所的なもので学校の形態を有しないものに限る。 (S 48. 10. 23消防予140・消防安42) 学校の形態をなしているものは(7)項に該当する。事業として展示されているモデル住宅は(15)項に該当する。 学校の形態を有しないものの判断は, 次による。 (1) 教室, 管理室, 便所等を含めた校舎の面積が115.7m <sup>2</sup> 未満であること。 (2) 専任の教職員が2人以下であること。 (3) 同時に授業を行うとき, 生徒1人当たりの面積が2.31m <sup>2</sup> 未満であること。 各種学校規程（昭和31年文部省令第31号）参照
5 理療施設等 鍼, 灸, マッサージ治療院, 整骨院, 理美容院	入院設備があっても本項に該当する。
6 卸売市場	卸売市場法に規定する卸売市場は, 本項に該当する。小売部門を併設しているものを除く。(S 47. 10. 30消防予154) 一般的の卸売市場で, 小売販売をしない, 一般消費者を対象としないせり売り, 入札を主体とした市場は本項に該当する。
7 電子計算センター	
8 トラックターミナル	倉庫と同一棟は, (14)項の従属部分

① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

9 動物園の畜舎	
10 レンタルルーム	飲食又は宿泊をしないものは、本項に該当する。
11 研究所	独立棟は、(15)項に該当する。 工場と同一棟にあるものは、(12)項イに該当する。 学校の附属機関としてあるものは、(7)項に該当する。
12 駐輪場	(15)項に該当する（バイク等は50cc以下に限る。）。なお、収容人員の算定については(13)項イと同様とする。
主用途部分	従属的用途部分
事務室、休憩室、会議室、 *物品庫、*更衣室	食堂、売店、専用駐車場、診療室、*図書室、*倉庫 注 *印は、S 50. 4. 15消防予41・消防安41にないもの。

収容人員の算定（規則1の3①） 指導（S 54. 100）

ア 従業者の数+従業者以外の者が使用する部分の床面積3m<sup>2</sup>で1人。

(ア) 従業員数が判明しない場合においては、居室の床面積5m<sup>2</sup>で1人。

指導（S 58. 127）

1.16 令別表第1(16)項

(1)

(16) 項	法第8条第1項 同一棟で政令で定める2以上の用途に供するもの。
複合用途防火対象物	令第1条の2第2項 異なる2以上の用途のうち(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途のいずれかに該当する用途が含まれている場合における当該2以上の用途とする。 注 一つの用途部分の従属部分と認められる場合は、単体防火対象物とする。ただし、(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)、(6)項ロ、(6)項ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）に掲げる防火対象物の用途に供される部分を除く。（取扱いは、次の(2)から(7)までによる。） (S 50. 4. 15消防予41・消防安41, H 20. 8. 28消防予200, H 21. 3. 31消防予131, H 27. 2. 27消防予81)
(16) 項イ	2以上の用途のうちに、(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イが含まれているもの。
(16) 項ロ	上記以外の複合用途防火対象物とする。

(2) 次のアからウまでに該当するものは従属部分とする。（指導）

ア 主用途部分に機能的に供される部分（各項下欄の従属的用途部分）で、

主用途部分と従属的用途部分の管理権原者が同一であること。

(ア) 「管理権原者が同一」とは、固定的な消防用設備等、建築構造設備等

## ① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

の設置、維持、改修に当たって全般的に権原を行使できる者が同一であること。

(イ) 「権原者」とは、ある法律的行為又は事実的行為をすることを正当ならしめる法律上の根拠を有する者をいう。

イ 主用途部分と従属的用途部分の利用者が同一であるか又は密接な関係を有すること。

(ア) 従属的用途部分は、主用途部分に勤務する者の福利厚生及び利便を目的として設けられたものであること。

(イ) 従属的用途部分は、主用途部分を利用する者の利便を目的としたものであること。

(ウ) 従属的用途部分は、主用途部分から通常利用に便なる形態を有していること。

(エ) 従属的用途部分は、道路等から直接出入する形態を有しないこと(非常口、従業員専用出入口を除く。)。ホテルの結婚式場が該当する。

ウ 主用途部分と従属的用途部分の利用時間がほぼ同一であること。

(ア) 残務整理のための延長時間も含む。

注1 前記各項の下欄の「従属的用途部分」に示した用途は、あくまでも例示であって、これらと同等程度に従属性があると認められるものも含むものであること。

注2 従属的用途部分の床面積が、主用途部分に対し相当に高い専有率を占める場合であっても(2)アからウに適合すれば単体防火対象物となる。

例 外商販売専門会社

食堂部分が(2)アからウに適合すれば、事務所の従属部分となり、全体が(15)項となる。

事務室 100m <sup>2</sup>	食堂兼会議室 110m <sup>2</sup>
--------------------------	-----------------------------

1.16 図1

注3 (2)項イ、(3)項イ又は(3)項ロが混在するものについては(2)を適用せず、最も床面積の大きい項の単体防火対象物とすることが妥当である。飲酒行為及び酔いそのものからみると、接客婦(夫)がいると、いないとにかくわらず、その態様からすると出火危険及び出火による危険性に差異はない。また、これらの業種は「項」の変動が最も頻繁に行われる業界である。

(3) 前記(2)の適用を受けないもので、2以上の独立した用途部分を有するものは次による。

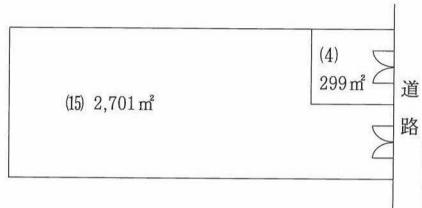
ア 二つの独立した用途に供される部分のうち、いずれか一方の独立用途部

## ① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

分の床面積が、当該防火対象物の延べ面積の10%以下で、かつ、 $300\text{m}^2$ 未満である場合は、従属部分とする。

注 廊下、階段、機械室等の共用部分は、それぞれの床面積に応じあん分する。

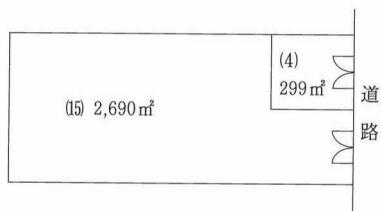
例1 (4)項部分が延べ面積 ( $3,000\text{m}^2$ ) の10%以下で、かつ、 $300\text{m}^2$ 未満である場合、(4)項部分は、(15)項の従属となる。



1.16 図2

注 11階建の場合、11階のみスプリンクラー必要（令12①②）

例2 (4)項部分の床面積が延べ面積 ( $2,989\text{m}^2$ ) の10%を超えるため(16)項イとなる。



1.16 図3

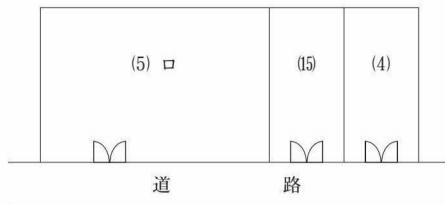
注 11階建の場合、全館にスプリンクラー必要（令12①③）

(4) 三つ以上の独立した用途に供される部分がある場合は次による。

ア (4)項部分が延べ面積の10%以下、かつ、 $300\text{m}^2$ 未満の場合で、(15)項部分も10%以下、 $300\text{m}^2$ 未満の場合は、(5)項口の単体防火対象物となる。

(15)項部分が10%を超え、 $300\text{m}^2$ 以上の場合は、(5)項口と(15)項からなる(16)項口となる。

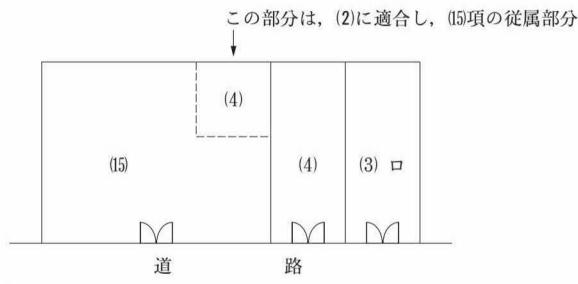
① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準



1.16 図4

イ 三つの独立した用途からなる防火対象物の場合

(3)項口と(4)項の床面積の合計が、延べ面積の10%以下、かつ、 $300\text{m}^2$ 未満の場合は、(15)項の従属部分となる。



1.16 図5

ウ (3)項口と(4)項の床面積の合計が $300\text{m}^2$ 以上であるから(15)項、(3)項口及び(4)項からなる(16)項イの防火対象物となる。

(15) $3,000\text{m}^2$	(3) 口 $299\text{m}^2$	(4) $299.9\text{m}^2$
---------------------------	--------------------------	--------------------------

1.16 図6

(5) 事務室内にある展示場又はショールームで、次のアからエまでに該当するものは事務所の従属部分とみなす。

ア 取扱い商品の紹介、宣伝を目的としたものであること。

イ 専任の展示品説明員が配置されていないこと（来場者が主として小売店、工場関係者であるものを除く。）。

## ① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

- ウ その場で商品の受け渡しをしないものであること。
- エ 小売店舗の形態を有し、専任の説明員を置き、直接消費者の来場を目的とし、消費者へ販売店の紹介又は契約をしないものであること。

### (6) 店舗と倉庫が一体となったもの

- ア 店舗部分で販売する商品を保管する倉庫が併設されているものは、床面積の割合にかかわらず(4)項となる。

注 前記(2)注2参照

- イ 倉庫部分が店舗部分の営業と関係のない貸倉庫等の場合は、いずれかの用途の床面積が延べ面積の10%以下、かつ、300m<sup>2</sup>未満のものは、主用途部分の従属用途部分となる。これに該当しないものは、(16)項イとなる。

### (7) 防火対象物の共用部分のあん分方法

次の各例による。なお、令9の規定により防火対象物の部分にのみ消防用設備等が義務設置となる場合は、すべての共用部分にも当該消防用設備等を設置しなければならない。

### (8) 小規模特定用途複合防火対象物

小規模特定用途複合防火対象物については、規則13①(2)、規則23④(1)へ、規則26⑥、規則28の2①(5)、規則28の2②(4)、規則12①(4)を参照。

【1】 I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

例1 (令8区画又は往来できない区画が存在しない場合)

各階略図				階ごとの用途別床面積の算定			用途ごとの床面積の算定
階段	E	V	P S				
廊下							
2階				事務所 = a + (階段+EV+PS+廊下) × $\frac{a}{a+b+c} \dots\dots ①$	店舗 = $(2) + (4) + (5) + PH \times \frac{(2)+(4)+(5)}{\text{延面積}-PH}$		
階段	E	V	P S	事務所 (a)	店舗	飲食店	
廊下							
飲食店 (c)	店舗 (b)						
1階							
階段	E	V	P S	店舗 (d)	店舗	事務所 = $(1) + (6) + PH \times \frac{(1)+(6)}{\text{延面積}-PH}$	
廊下							
店舗 (e)							

□ I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">地下1階</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">階段</td><td style="padding: 5px;">E V</td><td style="padding: 5px;">P S</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">廊下</td><td colspan="2" style="padding: 5px;">店舗 (f)</td></tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">機械室 (g)</td></tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">※機械室は全館のためのものである。</p>	地下1階			階段	E V	P S	廊下	店舗 (f)		機械室 (g)			$f + \frac{\text{階段} + \text{EV} + \text{PS} + \text{廊下}}{f + g} \times \frac{f}{f + g} \dots \text{Ⓐ}$ $g + \frac{\text{階段} + \text{EV} + \text{PS} + \text{廊下}}{f + g} \times \frac{g}{f + g} \dots \text{Ⓑ}$ $\text{店舗} = \text{Ⓐ} + \text{Ⓑ} \times \frac{\text{②} + \text{④} + \text{Ⓐ}}{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{Ⓐ}} \dots \text{⑤}$ $\text{事務所} = B \times \frac{\text{①}}{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{Ⓐ}} \dots \text{⑥}$ $\text{飲食店} = B \times \frac{\text{③}}{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{Ⓐ}} \dots \text{⑦}$
地下1階													
階段	E V	P S											
廊下	店舗 (f)												
機械室 (g)													
<p style="text-align: center;">各階略図</p>	<p style="text-align: center;">階ごとの用途別床面積の算定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">2階</td> <td style="width: 50%;">用途ごとの床面積の算定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">階段</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><math>a + \frac{(\text{階段} + \text{PS} + \text{廊下}) \times \frac{a}{a+b}}{a+b} \dots \text{①}</math></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">廊下</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><math>b + \frac{(\text{階段} + \text{PS} + \text{廊下}) \times \frac{b}{a+b}}{a+b} \dots \text{②}</math></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">飲食店</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><math>\text{飲食店} = \text{②} + \text{⑤}</math></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">事務所 = ① + ④</p> <p style="text-align: center;">飲食店 = ② + ⑤</p>	2階	用途ごとの床面積の算定	階段	$a + \frac{(\text{階段} + \text{PS} + \text{廊下}) \times \frac{a}{a+b}}{a+b} \dots \text{①}$	廊下	$b + \frac{(\text{階段} + \text{PS} + \text{廊下}) \times \frac{b}{a+b}}{a+b} \dots \text{②}$	飲食店	$\text{飲食店} = \text{②} + \text{⑤}$				
2階	用途ごとの床面積の算定												
階段	$a + \frac{(\text{階段} + \text{PS} + \text{廊下}) \times \frac{a}{a+b}}{a+b} \dots \text{①}$												
廊下	$b + \frac{(\text{階段} + \text{PS} + \text{廊下}) \times \frac{b}{a+b}}{a+b} \dots \text{②}$												
飲食店	$\text{飲食店} = \text{②} + \text{⑤}$												

【1】 I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

<p>1階</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">階段</td><td style="width: 10%;">P S</td><td style="width: 10%;">店舗 (c)</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td><td style="text-align: center;">機械室 (d)</td></tr> </table> <p>※機械室は全館のためのものである。</p>	階段	P S	店舗 (c)			機械室 (d)	<p>(階段+PS) × <math>\frac{1}{(1+2)}</math>……③ (階段+PS) × <math>\frac{2}{(1+2)}</math>……④</p> <p>店舗 = <math>c + d \times \frac{c}{(1+2)+(A+B)+c}</math>……⑤</p> <p>事務所 = <math>A + d \times \frac{1+A}{(1+2)+(A+B)+c}</math>……⑥</p> <p>飲食店 = <math>B + d \times \frac{2+B}{(1+2)+(A+B)+c}</math>……⑦</p>	<p>店舗 = ③</p> <p>事務所 = ④</p> <p>飲食店 = ⑤</p>												
階段	P S	店舗 (c)																		
		機械室 (d)																		
<p>例3 (合8区画がある場合)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">各</td><td style="width: 10%;">階</td><td style="width: 10%;">略</td><td style="width: 10%;">図</td></tr> <tr> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <p>2階</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">階段</td><td style="width: 10%;">P S</td><td style="width: 10%;">事務所 (a)</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td><td style="text-align: center;">廊下</td></tr> <tr> <td colspan="3"></td><td style="text-align: center;">飲食店 (b)</td></tr> </table> <p>※機械室は全館のためのものである。</p>	各	階	略	図					階段	P S	事務所 (a)			廊下				飲食店 (b)	<p>階ごとの用途別床面積の算定</p> <p>事務所 = <math>a + (階段+PS+廊下) \times \frac{a}{a+b}</math>……⑧</p> <p>飲食店 = <math>b + (階段+PS+廊下) \times \frac{b}{a+b}</math>……⑨</p>	<p>用途ごとの床面積の算定</p> <p>事務所 = ⑧</p> <p>飲食店 = ⑨</p>
各	階	略	図																	
階段	P S	事務所 (a)																		
		廊下																		
			飲食店 (b)																	
<p>1階</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">階段</td><td style="width: 10%;">P S</td><td style="width: 10%;">店舗 (c)</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td><td style="text-align: center;">機械室 (d)</td></tr> </table> <p>※機械室は全館のためのものである。</p>	階段	P S	店舗 (c)			機械室 (d)	<p>店舗 = <math>c + d</math>……⑩</p> <p>事務所 = <math>(階段+PS) \times \frac{1}{(1+2)}</math>……⑪</p> <p>飲食店 = <math>(階段+PS) \times \frac{2}{(1+2)}</math>……⑫</p>	<p>店舗 = ⑩</p> <p>事務所 = ⑪</p> <p>飲食店 = ⑫</p>												
階段	P S	店舗 (c)																		
		機械室 (d)																		

## ① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

### 1.17 令別表第1(17)項

(1)

(17) 項 文 化 財 等	文化財保護法によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、文化財として指定されたもの 旧重要美術品等の保存に関する法律によって、重要美術品として認定された建造物 県、市町村条例によって、文化財として指定されたもの
注 (17)+○=(16)項はあり得ない。すべて単体となる。	

収容人員の算定（規則1の3①）

ア 床面積5m<sup>2</sup>で1人

### 1.18 令別表第1(18)項

### 1.19 令別表第1(19)項

### 1.20 令別表第1(20)項

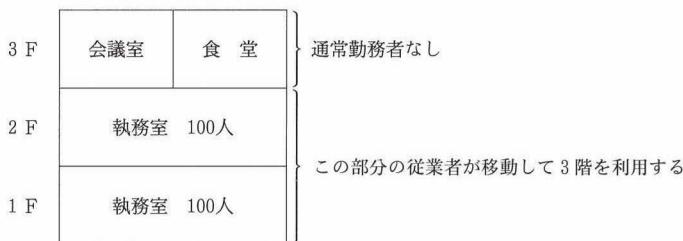
### 1.21 従業員宿舎が存する防火対象物

- (1) 従業員宿舎部分の床面積が、延べ面積の10%以下、かつ、300m<sup>2</sup>未満の場合は主要用途の従属部分となる。 指導（S54.100）、指導（S59.151）
- (2) 一般住宅が存する防火対象物（S50.4.15消防予41・消防安41）
- ア 次の事例により判定する。
- (ア) 一般住宅部分>店舗（50m<sup>2</sup>以下） = 一般住宅
  - (イ) 一般住宅部分>店舗（50m<sup>2</sup>超える） = (16)項イ
  - (ウ) 一般住宅部分<店舗 = (4)項（住宅部分も含む。）
  - (エ) 一般住宅部分=店舗（床面積の差が10m<sup>2</sup>以内で、(ア)から(ウ)の判断ができない場合） = (16)項イ

### 1.22 収容人員の算定に関する共通事項

- (1) 当該防火対象物に勤務する者が使用する食堂、会議室、休憩室等の収容人員の取扱いは、次による。
- ア 法8、令24 従業者の数に加算しない。
- イ 令25 食堂等の存する階ごとに算定する。3m<sup>2</sup>で1人とする。

① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準



注1 法8、令24は、200人となる。

注2 令25は2階100人、3階は室の床面積を3m<sup>2</sup>で除した数が収容人員となる。

1.22 図1

ウ 交替制勤務の場合は、通常勤務時の勤務者数とする。

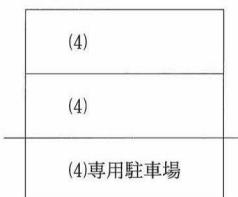
エ 貸しビルの事務室で、賃借人が決まっていないため当該部分の従業者の数が不明な場合は、事務室の床面積5m<sup>2</sup>当たり1人として算定する。

〔参考 日本建築学会「建築設計資料集成」〕

(2) 従属用途部分の取扱いは、次による。

ア 主用途部分と異なる用途部分は、異なる用途部分ごとに、それぞれの用途の算定方法の例により算定する。

(ア) 専用駐車場部分は(4)項の従属部分であるが、収容人員の算定に当たっては、(13)項イの算定例による。



1.22 図2

(イ) 1.22 図3の例で、1.16(2)又は(3)により1階の(4)項部分が(5)項口の従属部分とみなされた場合は、令25①(1)及び(2)の( )書きの規定（避難器具要否の収容人員）は適用されない。（S50.6.16消防安65号）

## ① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

(5)□	
(5)□	
(5)□	
(5)□	
(5)□	
(5)□	(4)

※(4)項部分は、 S 50. 4 . 15  
消防予41・消防安41のい  
わゆる「みなし従属」の  
要件に適合する部分

1.22 図3

(3) いすの取扱いは、次による。

ア 持ち運びできるいすであっても、移動が困難なもので、置いてある場所が常に一定で固定的に使用されているものは、固定いすとして扱う。

イ 長いすは、1個ごとに0.4m(0.5m)で除し、1未満の端数は切り捨てる。  
ただし、長いすを横列に並べ接続している場合は、長さを合計して除する。

注 ( )内は、(2)項、(3)項、(5)項イの場合

(4) 令8区画された部分の取扱いは、次による。

ア 法8は区画された部分ごとに算定し、合計する。

イ 令24、25は区画された部分ごとに算定する。

(5) 床面積で収容人員を算定する場合は、次による。

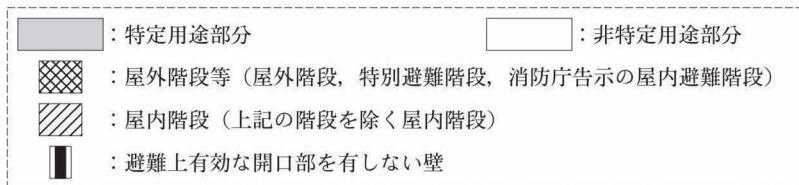
ア 室ごとに基準m<sup>2</sup>で除し、端数は切り捨てる。

(6) 住宅部分の扱いは、次による。

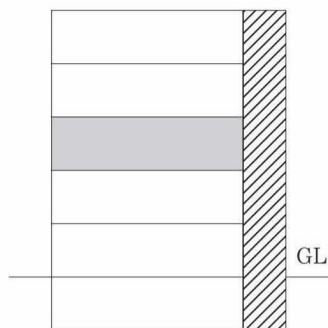
ア 防火対象物の一部に一般住宅((5)項□を除く。)が存する場合は、居住者全員が従業員であると否とを問わず収容人員に算定する。

① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

1.23 特定一階段等防火対象物の該当例

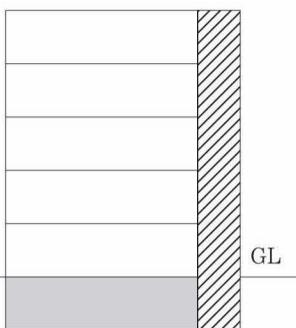


例 1



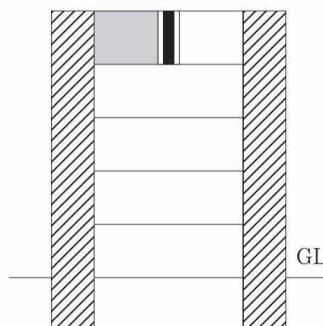
避難階以外の階に特定用途  
屋内階段 1系統

例 2



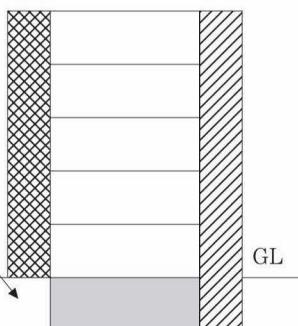
地階（避難階以外の階）に  
特定用途屋内階段 1系統

例 3



避難階以外の階に特定用途  
特定用途部分から屋内階段 1系統

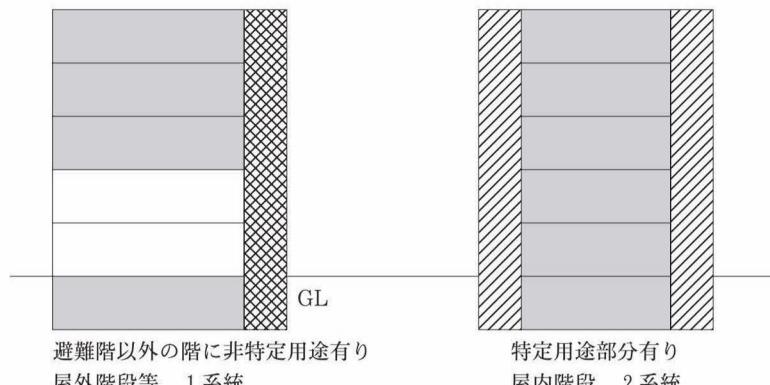
例 4



地階（避難階以外の階）に特定用途  
特定用途部分から屋内階段 1系統

① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

※ 特定一階段等防火対象物に該当しない例



※ 機能従属が存する防火対象物の例

(階段はすべて消防庁告示の屋内避難階段以外の屋内階段)

例 示		用 途		特定一階段等
		全 体	避難階以外の階	
1	駐車場	(4)項	(4)項	該 当
	(4) 店舗			
	(4) 店舗			
2	(3)口飲食店	(16)項イ	(3)項口 (4)項 駐車場	該 当
	(4) 店舗			
	駐車場			
3	(3)口飲食店	(16)項イ	(3)項口 (4)項	該 当
	(4) 店舗			
	機械室			

① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

※ 住宅が存する防火対象物の例

(階段はすべて消防庁告示の屋内避難階段以外の屋内階段)

例 示		用 途		特定一階段等											
		全 体	3階部分												
1	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td></td><td>住 宅</td></tr> <tr><td></td><td>(4) 店 舗</td></tr> <tr><td></td><td>(4) 店 舗</td></tr> </table> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;">GL</span>		住 宅		(4) 店 舗		(4) 店 舗	(4)項	(4)項	該 当					
	住 宅														
	(4) 店 舗														
	(4) 店 舗														
2	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td></td><td>(4)項 店舗</td><td>住 宅</td></tr> <tr><td></td><td>(15) 事務所</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>(15) 事務所</td><td></td></tr> </table> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;">GL</span>		(4)項 店舗	住 宅		(15) 事務所			(15) 事務所		a	① 店舗 $\geq 300\text{m}^2$ 又は ② 店舗>延べ面積の 10%	(16)項イ { (4)項 (15)項 住 宅	住 宅 (4)項	該 当
	(4)項 店舗	住 宅													
	(15) 事務所														
	(15) 事務所														
b	① 店舗 $< 300\text{m}^2$ かつ ② 店舗 $\leq$ 延べ面積の 10%	(16)項ロ { (15)項 住 宅	住 宅	非該当											
3	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td></td><td>共用 部分</td><td>住 宅</td></tr> <tr><td></td><td>(3)口飲食店</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>(4) 店 舗</td><td></td></tr> </table> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;">GL</span>		共用 部分	住 宅		(3)口飲食店			(4) 店 舗		(16)項イ { (3)項ロ (4)項 住 宅	(3)項ロ { (4)項 住 宅	(3)項ロ { (4)項 住 宅	該 当	
	共用 部分	住 宅													
	(3)口飲食店														
	(4) 店 舗														